

1 総合防除の実施に関する基本的な事項

(1) 総合防除計画策定の趣旨

近年、温暖化等の気候変動により、有害動植物（以下、「病害虫」という。）の発生地域は拡大しており、発生量が増加している傾向にある。また、ヒトやモノの移動の増加を背景とした海外からの病害虫の侵入リスクが増加しており、病害虫の発生様相はますます多様化している。併せて、同一薬剤の連用による薬剤感受性の低下、農薬の再評価制度による農薬登録の見直し等により、今後、化学農薬のみに依存した防除では、安定した農業生産に支障をきたす恐れがある。

こうした状況の中、国では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月公表）を策定し、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す」等の目標を掲げ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることとしている。

また、県では、令和3年1月に制定された「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、令和4年3月に「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しており、基本方針の1つとして「環境と人と動物のより良い関係づくり」を掲げ、生産・消費における環境への負荷の低減に取り組むこととしている。

そこで、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下「法」という。）第22条の3第1項の規定に基づき、福岡県総合防除計画（以下、「本計画」という。）を定め、化学農薬の使用に依存しない、環境の保全に配慮した病害虫の総合防除を推進する。

(2) 福岡県における総合防除の基本方針

福岡県における総合防除の基本方針は、法第22条の3第2項第1号に基づき、以下の通り定める。

総合防除の実施にあたっては、「予防」・「判断」・「防除」の取組を組み合わせ、化学農薬の使用量を低減しつつ、病害虫発生の抑制を図るものとする。

「予防」：適切な土壌や培地の消毒、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去など、病害虫の性質に応じて病害虫が発生しにくい生産条件を整備する。

「判断」：発生予察情報の活用、病害虫や天敵の発生状況の確認により、防除要否および防除適期を適切に判断する。

「防除」：物理的防除、生物的防除、化学的防除といった多様な防除方法を活用することで、効果的・効率的な防除を図る。

また、本計画の内容については、各地域で使用する栽培暦、防除暦、栽培マニュアル等において反映することで生産者による適切な総合防除の実施を図る。

併せて、病害虫の発生生態、防除方法の試験研究成果、農薬の登録状況、各品目の IPM マニュアル等の詳細な情報については、「病害虫・雑草防除の手引き」を別途作成することとする。

なお、本計画の見直しは、少なくとも 5 年ごとに再検討を行う国の総合防除基本指針または本県の病害虫の発生状況に応じて適宜行うものとする。

(3) 用語解説

「有害動物」：昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するもの（法第 2 条第 3 項より）。

「有害植物」：真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであって、直接又は間接に有用な植物を害するもの（法第 2 条第 2 項より）。

「指定有害動植物」（以下、「指定病害虫」という。）

：有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの（法第 22 条第 1 項より）。

「総合防除」：有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うもの（法第 22 条第 2 項より）。

(4) 参考 URL

- ・病害虫・雑草防除の手引き
： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bojonotebiki.html>
- ・IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践指標
： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ipm.html>
- ・福岡県病害虫防除所
： <http://www.jppn.ne.jp/fukuoka/>